

相楽東部広域連合立相楽東部クリーンセンター設置及び管理に関する条例

平成 22 年 3 月 30 日

条 例 第 3 号

(設置)

第 1 条 笠置町、和束町および南山城村におけるじんかい処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規定に基づき、相楽東部クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 クリーンセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置                         |
|--------------|-----------------------------|
| 相楽東部クリーンセンター | 京都府相楽郡和束町大字下島小字雨堤 1 8 番地の 1 |

(業務)

第 3 条 クリーンセンターの管理および経営の業務ならびにじんかい処理に関する事務とする。

(管理)

第 4 条 クリーンセンターは、相楽東部広域連合が管理する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。